

令和3年8月3日

保護者 様

ルール  
学校の新しい生活様式の改訂について

習志野市立第七中学校  
校長 池上 吐夢

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご尽力いただきありがとうございます。

令和3年8月2日より千葉県に緊急事態宣言が発令されたことを受け、小学校、中学校及び高等学校等における「学校の新しい生活様式（ルール）」について見直しを図り、改訂いたしました。各ご家庭においても、この趣旨を踏まえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

下記に訂版のポイントや重要事項についてお知らせいたします。なお、改訂版（全頁）については、習志野市ホームページにて御覧いただけます。

記

【改訂の趣旨】

千葉県が国に要請したことを受け、千葉県を含む4府県に緊急事態宣言が発令されました。感染力の強い変異株の拡大により、感染者が増加しているだけでなく、家庭内での感染も確認されています。このことに鑑み、生徒や教職員に発熱等の風邪の症状がある場合等には、登校及び部活動への参加を控えていただきます。

同宣言下にあっても、生徒の体験や発表の機会は、二度とない貴重な経験となるばかりでなく、その後の生徒の成長にも大きな影響を与える大切な教育の場であると考えております。可能な限り感染防止対策を万全に行い、実施時期や実施方法を見直しながら、部活動等も含めた教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保証していきます。

【主な改訂点】

**1、マスク及び熱中症対策**

これまで通り、熱中症への対応を優先し、のどが渇かなくても定期的に水分補給をすることや、運動時にはマスクの着用を必要としないこととします。ただし、生徒本人がマスクの着用を希望する場合には、それを否定するものではありません。

**2、健康観察と外部との接触**

登校時及び部活動開始前には、健康観察を徹底します。また、緊急事態宣言発令中は、予定されている面談等を除いて、外部からの来校者の校内への立ち入りや教育活動等への参加は見合わせます。

**3、部活動**

活動時間を半日（概ね3時間以内）とし、感染のリスクが高まる昼食をまたがないようにします。大会等への参加を控えている部活動があることから、交流練習等における他校との活動については、公共交通機関を利用しない範囲で、市内でのみ実施を可能とします。